

仕 様 書

1. 件 名 令和7年度 発光細菌毒性試験装置 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 発光細菌毒性試験装置 一式」について規定する。

2. 数 量 一式

構成内訳	発光細菌毒性試験装置本体	1 台
	冷却ブロック	1 台
	専用ケーブル	1 本

3. 研究内容・購入目的

NIES では、包括環境リスク研究プログラムの「脆弱性を考慮した生態系影響の有害性評価と要因解析に関する研究」や環境研究総合推進費等において、生物の脆弱性を考慮した多様な生物種に対する、河川水や事業場排水などの環境試料および様々な化学物質の影響評価を実施している。

本調達は、発光性細菌に対する抗微生物薬等の影響を評価するため、「令和7年度 発光細菌毒性試験装置 一式」を購入するものである。

4. 仕 様

「令和7年度 発光細菌毒性試験装置 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

1) 発光細菌毒性試験装置本体

- ① 発光性細菌の発光を検出できる検出器を搭載していること。
- ② 試験条件の入力から結果の解析まで実施できるソフトウェアを内蔵しており、装置本体のタッチパネルから操作でき、かつ結果を保存できる十分なデータ容量（10G 以上）を備えていること。
- ③ 測定データを出力するための USB ポートを備えていること。
- ④ 縦 40cm×幅 40cm×高さ 30cm の範囲に収まること。

2) 冷却ブロック

- ① 専用のガラスキューベットの $15\pm0.5^{\circ}\text{C}$ で保持できる温度制御機能を搭載していること。
- ② 専用のガラスキューベットの 30 本並べられること。

3) 専用ケーブル

- ① 装置本体と冷却ブロックを接続可能であること。

② 動作可能な温度範囲は 5～40℃であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 8 年 3 月 6 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。